

step.19 平成 30 年分の課税売上高と、基準期間（平成 28 年分）の課税売上高を記入する（申告書⑮⑯）

step.2-1（表イ ⑰欄）の金額を申告書⑮欄に転記します。なお、輸出等の免税売上げがある場合には、免税売上高を加算し、申告書⑮欄に記載がある場合には、売上げに係る返品、値引き、割り戻しの金額に 100/108 を掛けた金額を差し引いて記載します。平成 30 年分の基準期間は、平成 28 年分です。平成 28 年分の課税売上高を、申告書⑯欄に記入します。

設例 甲野商店の場合：申告書（消費税の税額計算）

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書①欄（9・10 ページ）

$$24,371,290 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 22,566,009 \text{ 円} \rightarrow 22,566,000 \text{ 円}$$

(1,000 円未満切捨て)

申告書②欄（11 ページ）

$$22,566,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 1,421,658 \text{ 円}$$

申告書④欄（11～14 ページ）

$$1,421,658 \text{ 円} \times 80\% = 1,137,326 \text{ 円}$$

申告書⑦欄（15 ページ）

$$1,137,326 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 1,137,326 \text{ 円}$$

申告書⑨欄（15 ページ）

$$1,421,658 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 1,137,326 \text{ 円} = 284,332 \text{ 円}$$

→ 284,300 円 (100 円未満切捨て)

申告書⑪欄（15 ページ）

$$284,300 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 284,300 \text{ 円}$$

申告書⑮欄（10・16 ページ）

表イ⑰欄から転記します。

申告書⑯欄（16 ページ）

平成 28 年分の課税売上高（税抜き）を記入します。
甲野商店の場合は 19,951,456 円です。

この申告書による消費税の税額の計算											
課税標準額	①	十	百	千	十	百	千	十	百	千	十
消費税額	②										
貸倒回収に係る消費税額	③										
控除対象仕入税額	④										
返還等対価に係る税額	⑤										
税貸倒れに係る税額	⑥										
額 控除税額小計	⑦										
控除不足還付税額	⑧										
差引税額	⑨										
中間納付税額	⑩										
納付税額	⑪										
中間納付還付税額	⑫										
この申告書が修正申告である場合	⑬										
既確定税額	⑭										
差引納付税額	⑮										
この課税期間の課税売上高	⑯										
基準期間の課税売上高	⑰										

5

申告書を作成する②

地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を計算します。

step.20 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑮又は申告書⑰）

申告書⑨差引税額を申告書⑮欄に転記します。

※ 申告書⑮欄に記入がある場合は、申告書⑧控除不足還付税額を申告書⑰欄に転記します。

step.21 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する（申告書⑳又は申告書㉑）

この確定申告が納税申告となる場合は、申告書⑨差引税額の 17/63 を計算します。計算結果の 100 円未満を切り捨て、申告書㉑欄に記入します。

$$\text{⑨差引税額} \times \frac{17}{63} = \text{㉑納税額}$$

※ 申告書⑰欄に記入がある場合は、申告書⑰控除不足還付税額の 17/63 を計算し、計算結果を申告書㉑欄に記入します。

設例 甲野商店の場合

納税額は、

$$284,300 \text{ 円} \times \frac{17}{63} = 76,715 \text{ 円} \rightarrow 76,700 \text{ 円}$$

(100 円未満切捨て)

と求められます。

step.22 中間納付譲渡割額（平成 30 年分の中間申告を行った方）（申告書㉒）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 30 年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書㉒欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3 月ごと（年 3 回）又は 1 月ごと（年 11 回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3 回分又は 11 回分）までの地方消費税額を合計して申告書㉒欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

step.23 納付譲渡割額を計算する（申告書㉓）

申告書㉑納税額が、㉒中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉓欄に記入します。

差額がマイナス（負の値）となる場合は、申告書㉓欄は空欄のまま、step.24 に進んでください。

$$\text{㉑納税額} - \text{㉒中間納付譲渡割額} = \text{㉓納付譲渡割額}$$

設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、

$$76,700 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 76,700 \text{ 円}$$

と求められます。

step.24 中間納付還付譲渡割額を計算する（申告書㉓）

申告書㉑中間納付譲渡割額が、㉑納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉓欄に記入します。

$$\text{㉑中間納付譲渡割額} - \text{㉑納税額} = \text{㉓中間納付還付譲渡割額}$$

step.25 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）（申告書㉔）

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、計算結果を申告書㉔欄に記入します。

なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（－）を記入してください。

$$\left(\text{㉑納付税額} + \text{㉑納付譲渡割額} \right) - \left(\text{㉑控除不足還付税額} + \text{㉑中間納付還付税額} + \text{㉑還付額} + \text{㉓中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の合計税額は、

$$\left(\text{納付税額 } 284,300 \text{ 円} + \text{納付譲渡割額 } 76,700 \text{ 円} \right) - \left(\text{控除不足還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{還付額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{ 円} \right) = 361,000 \text{ 円}$$

と求められます。

設例 甲野商店の場合：申告書

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、以下のとおりです。

この申告書による消費税の税額の計算																			
		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円																	
課 税 標 準 額		①									2	2	5	6	6	0	0	0	03
消 費 税 額		②									1	4	2	1	6	5	8	06	
貸倒回収に係る消費税額		③																07	
控 除	控除対象仕入税額	④									1	1	3	7	3	2	6		
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤																09	
	貸倒れに係る税額	⑥																10	
税 額		⑦									1	1	3	7	3	2	6		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧																13	
差 引 税 額 (②+③-⑦)		⑨									2	8	4	3	0	0		15	
中 間 納 付 税 額		⑩														0	0	16	
納 付 税 額 (⑨ - ⑩)		⑪									2	8	4	3	0	0		17	
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩ - ⑨)		⑫														0	0	18	
この申告書 が修正申告 である場合	既 確 定 税 額	⑬																19	
	差引納付税額	⑭															0	0	20
この課税期間の課税売上高		⑮									2	2	5	6	6	0	0	9	21
基準期間の課税売上高		⑯									1	9	9	5	1	4	5	6	
この申告書による地方消費税の税額の計算																			
地方消費税 の課税標準 となる消費 税 額	控除不足還付税額	⑰																51	
	差 引 税 額	⑱									2	8	4	3	0	0		52	
譲 渡 割 額	還 付 額	⑲																53	
	納 税 額	⑳									7	6	7	0	0			54	
中 間 納 付 譲 渡 割 額		㉑														0	0	55	
納 付 譲 渡 割 額 (㉑ - ㉑)		㉒									7	6	7	0	0			56	
中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (㉑ - ㉑)		㉓														0	0	57	
この申告書 が修正申告 である場合	既 確 定 譲 渡 割 額	㉔																58	
	差 引 納 付 譲 渡 割 額	㉕															0	0	59
消費税及び地方消費税の 合計（納付又は還付）税額		㉖									3	6	1	0	0	0		60	

消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。続いて、その他の項目を記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等